第七条の次に次の一条を加える。

（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）

第七条の二　令第二十四条の三第七号に規定する総務省令で定めるものは、当該住民基本台帳カードの様式が別記様式第一又は別記様式第二のいずれであるかの別、当該住民基本台帳カードが真正なものであることを確認するために転入地市町村長が用いる符号その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項とする。

第八条第一号中「法第三十条の四十四第一項に規定する」及び「（以下「住民基本台帳カード」という。）」を削る。

第十一条第一項第一号中「法第二十二条」の下に「、第三十条の四十六及び第三十条の四十七」を、「転入」の下に「等」を加える。

第三十四条を削り、第三十五条を第三十四条とする。

第三十六条中「市町村長」を「法第三十条の四十四第一項に規定する住所地市町村長（以下「住所地市町村長」という。）」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十七条中「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条を第三十六条とし、第三十八条を第三十七条とする。

第三十九条及び第四十条中「第三十条の十八第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、第三十九条を第三十八条とし、第四十条を第三十九条とする。

第四十一条中「第三十条の十九第一項」を「第三十条の十八第一項」に、「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条を第四十条とする。

第四十二条中「第三十条の二十三第二項及び第三項」を「第三十条の二十一第二項及び第三項」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十三条を削る。

第四十四条中「第三十条の二十五第二項及び第四項」を「第三十条の二十四第五項及び第七項」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十五条第二項中「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第三項中「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長」を「住所地市町村長」に、「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村以外の市町村の市町村長」を「住所地市町村長以外の市町村長」に改め、同条を第四十三条とし、第四十六条を第四十四条とする。

第四十四条の次に次の四条を加える。

（在留カードに代わる書類等）

第四十五条　法第三十条の四十五及び令第三十条の二十七第一項に規定する総務省令で定める場合は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。次項において「入管法等改正法」という。）附則第七条第一項に規定する法務大臣が中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）に対し、出入国港において在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）を交付することができない場合とする。

2　法第三十条の四十五及び令第三十条の二十七第一項に規定する総務省令で定める書類は、入管法等改正法附則第七条第一項の規定により、後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券とする。

（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）

第四十六条　法第三十条の四十六に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等で、住民基本台帳に記録されていないものが新たに市町村の区域内に住所を定めた場合

二　日本の国籍を有しない者（法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。）で、住民基本台帳に記録されていないものが法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等となった後に転入をした場合

（外国語で作成した文書への訳文の添付）

第四十七条　法第三十条の四十八又は第三十条の四十九に規定する世帯主との続柄を証する文書で外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

（外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合）

第四十八条　令第三十条の二十六第四号の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　世帯主でない外国人住民が法第二十五条の規定による届出をする場合

二　令第八条、第十条又は第十二条第三項の規定により消除された住民票、戸籍に関する届書、申請書その他の書類又は法第九条第二項の規定による通知に係る書面その他の世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を明らかにすることができる書類を住所地市町村長が保存している場合

別記様式第1及び別記様式第2中「第38条関係」を「第37条関係」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定及び第四十四条の次に四条を加える改正規定　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日

二　附則第二条の規定　公布の日

（外国人住民に係る住民票に関する経過措置）

第二条　改正法附則第五条第一項に規定する総務省令で定めるものは、改正法附則第三条第五項に規定する通知を受けた後、同条第一項に規定する仮住民票（以下この条において「仮住民票」という。）の記載事項のうち改正法による改正後の住民基本台帳法第二十二条第一項第二号又は第五号に掲げる事項に変更のあった場合において、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）附則第五条の規定により当該仮住民票の記載の修正が行われていないもの以外のものとする。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法施行令（昭和四十二年法律第二百九十二号）の項中「第三十条の十八第一項」を「第三十条の十七第一項」に改める。

○文部科学省令第二十四号

PTA・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）の規定に基づき、PTA・青少年教育団体共済法施行規則を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

PTA・青少年教育団体共済法施行規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　共済事業の認可等（第二条―第五条）
第三章　共済規程（第六条―第十一条）
第四章　共済事業の運営等
　第一節　共済契約の締結等（第十二条―第十五条）
　第二節　共済事業の運営に係る措置等（第十六条―第十九条）
第五章　経理等（第二十条―第二十七条）
第六章　業務報告書等
　第一節　業務報告書（第二十八条―第三十条）
　第二節　PTA・青少年教育団体共済監査（第三十一条・第三十二条）
第七章　共済事業の廃止及び合併
　第一節　共済事業の廃止（第三十三条・第三十四条）
　第二節　合併（第三十五条―第三十七条）
第八章　雑則（第三十八条―第四十一条）
附則

第一章　総則

（児童生徒等の保護者に含まれる者）

第一条　PTA・青少年教育団体共済法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する里親その他の文部科学省令で定める者は、里親（同項に規定する里親をいう。以下この条において同じ。）とし、里親がない場合においては、当該子女の監護及び教育をしている者とする。